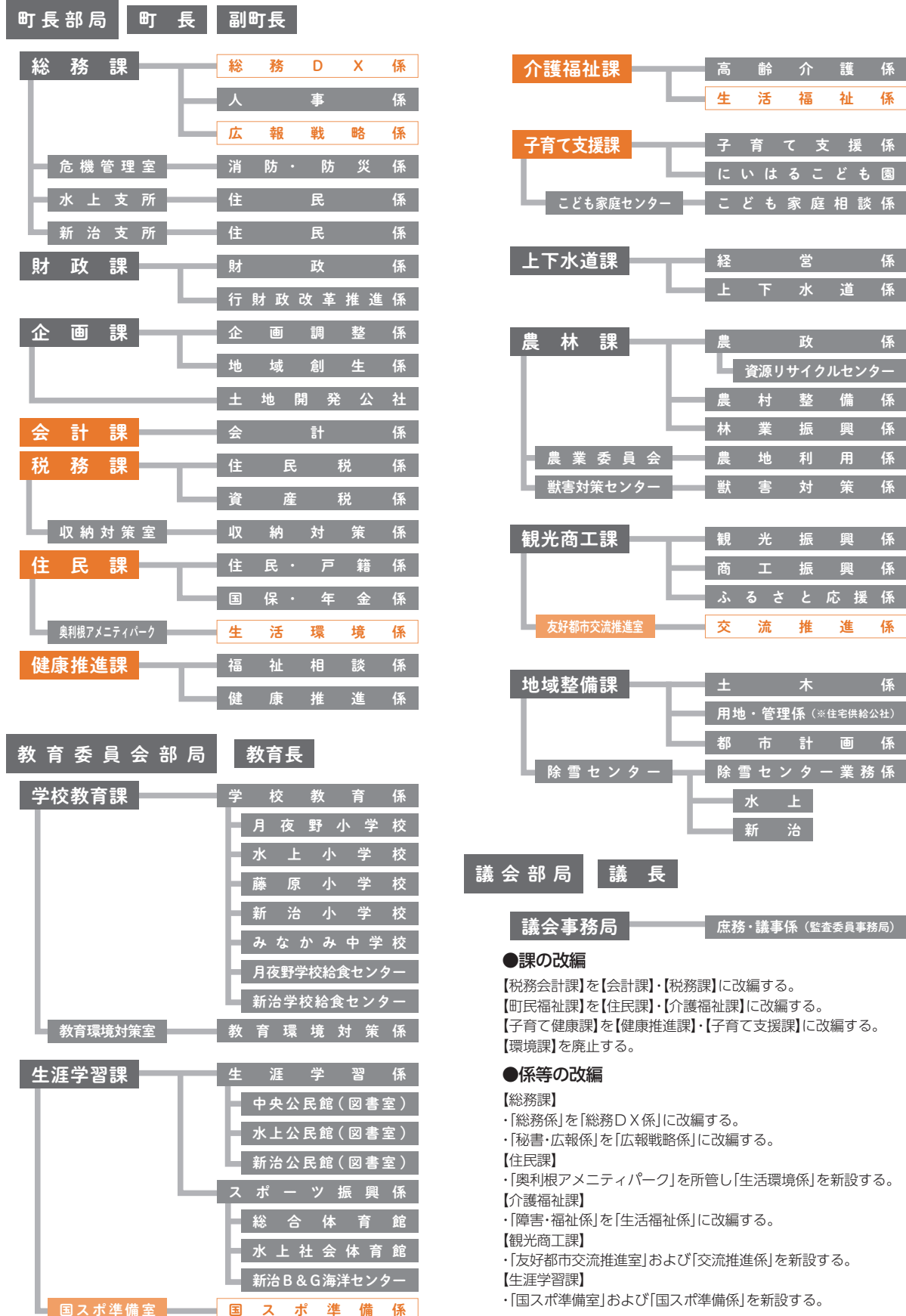


新しい事業や制度についてなど
大切な行政情報をお届けします。

令和8年度 みなかみ町役場新組織

☎ 総務課 人事係 ☎ 0278 (25) 5026



令和8年度 町税等の納期限（口座振替日）のお知らせ

下記問い合わせ先にお問い合わせください。

令和8年度の町税等の納期限についてお知らせします。納付には口座振替が便利です。手続きについては下記問い合わせ先にご確認ください。

対象月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納期限 町税等	4月 30日	6月 1日	6月 30日	7月 31日	8月 31日	9月 30日	11月 2日	11月 30日	12月 25日	2月 1日	3月 1日	3月 31日
町県民税	—	—	○ 第1期	—	○ 第2期	—	○ 第3期	—	—	○ 第4期	随1	随2
固定資産税	—	○ 第1期	—	○ 第2期	—	○ 第3期	—	—	○ 第4期	—	—	—
国民健康保険税	—	—	—	○ 第1期	○ 第2期	○ 第3期	○ 第4期	○ 第5期	○ 第6期	○ 第7期	○ 第8期	○ 第9期
軽自動車税	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
町営住宅使用料	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
上下水道料	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○
介護保険料	○ 第1期 随2	—	○ 第2期	—	○ 第3期	—	○ 第4期	—	○ 第5期	—	○ 第6期	随1
学校給食費	○ 3月分	○ 4月分	○ 5月分	○ 6月分	○ 7月分	○ 8月分	○ 9月分	○ 10月分	○ 11月分	○ 12月分	○ 1月分	○ 2月分
保育料	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
後期高齢者保険料	—	—	—	○ 第1期	○ 第2期	○ 第3期	○ 第4期	○ 第5期	○ 第6期	○ 第7期	○ 第8期	○ 第9期

■注意事項

- ・納期限（口座振替日）は各月の末日です（12月期を除く）。ただし、その日が土日祝日の場合は翌平日となります。
- ・上下水道料の△印の月は大口使用者（毎月検針の方）のみ該当となります。

問い合わせ先

- <税 金> 税務課…………… 0278(25)5008
- <町営住宅> 群馬県住宅供給公社（委託先）…………… 0278(25)8423
- <上下水道> 両毛ビジネスサポート（委託先）…………… 0278(62)3977
- <介護保険> 介護福祉課 高齢介護係…………… 0278(25)5012
- <学校給食> 月夜野学校給食センター…………… 0278(62)2219
 新治学校給食センター…………… 0278(64)0250
- <保 育 料> 子育て支援課 子育て支援係…………… 0278(25)5009
- <後期高齢> 住民課 国保・年金係…………… 0278(25)5010

介護保険料等の所得基準額が見直されます

問 介護福祉課 高齢介護係 ☎ 0278(25)5012



介護福祉課では、令和6～8年度までの「第9期介護保険事業計画」を策定し、65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料をご案内しています。今般、一部見直しが行われましたのでお知らせします。

●所得段階の基準の見直し

令和7年（1～12月）の老齢基礎年金（満額）の支給額が826,500円となります。今までの基準だった809,000円を超えることを踏まえ、老齢基礎年金満額受給者の保険料等の負担に影響が出ないように、所得段階の基準が見直され、年金収入等826,500円が基準になります。

●介護保険料の納入時期

前年分の所得が確定する令和8年8月の本算定以降適用となります。それまでの期間は、令和7年度までの段階および基準により仮徴収（仮算定）いたします。

令和8年4月2日以降65歳になる方は、65歳になった月（誕生日の前日がある月）から、第1号被保険者となり保険料の算定対象となりますが、4月～7月までの仮算定（仮徴収）期間中は納入通知書等の発行はありません。8月の本算定の際に納入通知書等を郵送させていただきますのでそれまでお待ちください。

令和6年度から令和8年度までの介護保険料

介護保険料は、おおよそ町の介護保険給付等に係る費用×65歳以上の方の負担分（23%）÷みなかみ町の65歳以上の人数で算出されます。

所得段階	対象となる方	令和6～8年度	
		保険料率	年間保険料
第1段階	・生活保護を受給している方 ・世帯全員が町民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 ・世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が82.65万円以下の方	0.455 (0.285)	37,300円 (23,300円)
第2段階	・世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が82.65万円を超え120万円以下の方	0.685 (0.485)	56,200円 (39,800円)
第3段階	・世帯全員が町民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える方	0.690 (0.685)	56,600円 (56,200円)
第4段階	・世帯の中に町民税課税者がいるが、本人は町民税非課税の方で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が82.65万円以下の方	0.900	73,800円
第5段階	・世帯の中に町民税課税者がいるが、本人は町民税非課税の方で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が82.65万円を超える方	1.000	82,000円
第6段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.200	98,400円
第7段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.300	106,700円
第8段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.500	123,100円
第9段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.700	139,500円
第10段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が420万円以上520円未満の方	1.900	155,900円
第11段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.100	172,300円
第12段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.300	188,700円
第13段階	・本人が町民税課税者で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	2.400	196,900円

※所得段階が第1～3段階の方については、低所得者層への保険料軽減措置により年間保険料が表の（ ）内の金額に引き下げられます。

※令和7年税制改正のため令和8年度のみ、令和7年中の給与等の収入額が551,000円以上1,900,000円未満の方の一部につきまして、影響が出る場合があります。

※高額介護（予防）サービス、補足給付における年金収入等の基準についても同様に809,000円から826,500円に見直されるため、所得段階の基準決定に影響はありません。

※介護が必要になった時に安心して充実したサービスが利用できるようご理解ご協力をお願いいたします。



▶町 HP 高額介護サービス

带状疱疹ワクチンの定期予防接種を実施します



問 健康推進課 健康推進係 ☎ 0 2 7 8 (6 2) 2 5 2 7

定期予防接種をご希望の方は、期間内に接種してください。定期予防接種の対象とならない方は、任意予防接種を受けられますので、健康推進課に申請してください。※定期予防接種は、予防接種法に基づく予防接種です。

带状疱疹は、痛みを伴う皮膚の病気です

带状疱疹は、過去に水痘（水ぼうそう）にかかった時に、体の中に潜伏した水痘带状疱疹ウイルスが再活性化することにより、神経に沿って、痛みを伴う水ぶくれが現れる皮膚の病気です。合併症の一つに、皮膚の症状が治った後にも痛みが残ることがあり、日常生活に支障をきたすこともあります。



▲厚生労働省 HP

定期予防接種

②の場合を除き、令和12年3月31日までに70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方が定期予防接種の対象となります。令和12年4月1日以降は65歳の方のみが定期予防接種の対象となります。

●対象者（過去に組換えワクチンを2回または生ワクチンを1回接種している方は対象外です）

①令和8年度に次の年齢となる方

※対象者には個別通知を送ります。

年齢	対象年齢
65歳となる方	昭和36年4月2日生～昭和37年4月1日生
70歳となる方	昭和31年4月2日生～昭和32年4月1日生
75歳となる方	昭和26年4月2日生～昭和27年4月1日生
80歳となる方	昭和21年4月2日生～昭和22年4月1日生
85歳となる方	昭和16年4月2日生～昭和17年4月1日生
90歳となる方	昭和11年4月2日生～昭和12年4月1日生
95歳となる方	昭和6年4月2日生～昭和7年4月1日生
100歳の方	大正15年4月2日生～昭和2年4月1日生

②60歳から64歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり、日常生活がほとんど不可能な程度の方。（事前の申請が必要です）

●ワクチンの種類と助成額

（ワクチンは、どちらかを選んでください）

	組換えワクチン (シングリックス)	生ワクチン (ビケン)
回数	2回（2か月の間隔をあける）	1回
助成額	1回につき15,060円	4,860円
自己負担額	1回につき7,000円	4,000円

●接種期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

●接種場所

利根沼田の医療機関または相互乗り入れをしている県内の医療機関※県外での接種をご希望の方は、お問い合わせください。

●持ち物

配布済の予診票（みどり色）、マイナ保険証または資格確認書

任意予防接種（事前の申請が必要です）

●対象者

50歳以上の方

（過去に带状疱疹ワクチンの助成を受けていない方）

●接種期間

通年

●ワクチンの種類と助成額（ワクチンは、どちらかを選んでください）

	組換えワクチン (シングリックス)	生ワクチン (ビケン)
回数	2回（2か月の間隔をあける）	1回
助成額	1回につき10,000円	4,000円
自己負担額	接種費用から助成額を除いた額 (医療機関によって異なります)	

令和8年度・令和9年度の保険料率が決まりました

問 住民課 国保・年金係 ☎ 0278(25)5010

後期高齢者医療制度の保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律により、2年に一度見直すこととされています。また、令和8年度から子ども・子育て支援金の徴収が開始されるにあたり、子ども・子育て支援金に係る保険料率も併せて算定いたしました。

このたび、令和8年度および令和9年度の保険料率が決定しましたので、お知らせいたします。また、令和8年度の保険料決定通知は7月にお送りさせていただきます。

●医療分(従来の保険料)の保険料率の改定


令和6・7年度		令和8・9年度	
均等割額	49,100円	均等割額	54,600円
所得割率	10.07%	所得割率	9.78%
賦課限度額	80万円	賦課限度額	85万円


●子ども・子育て支援金の保険料率の決定

子ども・子育て支援金制度は、全世代や企業から支援金を拠出いただき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じてこどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みとして、令和8年度より創設されます。群馬県後期高齢者医療広域連合として割り当てられた子ども・子育て支援納付金の額を充足するような保険料率を設定しました。なお、子ども・子育て支援納付金は毎年改定を行うため、今回は令和8年度のみ算定となります。

令和8年度	
均等割額	1,400円
所得割率	0.25%
賦課限度額	2万1千円

詳しい内容はこちらの二次元コードを読み込んでください。

こども家庭庁ホームページ
「子ども・子育て支援金制度について」▶ 

こども家庭庁公式note
「最近話題の“子ども・子育て支援金制度”について」▶ 

●所得が低い方に対する均等割額の軽減

後期高齢者医療制度の保険料について、令和8年度の均等割額の軽減制度は次のとおりです。経済動向等を踏まえ、5割および2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準が改正されました。

また、令和8・9年度の医療分に限り、従来の7割軽減の対象者について、各広域連合の判断により、新たに高額医療費負担金の見直しに係る激変緩和措置として特別調整交付金による0.2割の軽減を加えることが可能となりました。群馬県後期高齢者医療広域連合では、この0.2割の軽減を追加した7.2割軽減を実施します。

軽減割合	世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額	世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額	軽減後均等割額	
			医療分	子ども分
7割減 ※1	[43万円+10万円×(年金・給与所得者の数※2-1)]以下	変更なし	15,288円 (7.2割軽減)	420円 (7割軽減)
5割減	[43万円+30万5千円×(被保険者数)+10万円×(年金・給与所得者の数※2-1)]以下	[43万円+31万円×(被保険者数)+10万円×(年金・給与所得者の数※2-1)]以下	27,300円	700円
2割減	[43万円+56万円×(被保険者数)+10万円×(年金・給与所得者の数※2-1)]以下	[43万円+57万円×(被保険者数)+10万円×(年金・給与所得者の数※2-1)]以下	43,680円	1,120円

※1 令和8・9年度の医療分に限り、特別調整交付金による0.2割の軽減を加えて7.2割軽減とします。

※2 「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」の部分は年金・給与所得者の数が2以上の場合のみ計算します。

年金・給与所得者の数は同一世帯の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかの条件を満たす人の数です。

- ・給与収入が55万円を超える人(給与収入のうち事業専従者給与分を除く)
- ・前年の12月31日現在65歳未満かつ公的年金等収入額が60万円を超える人
- ・前年の12月31日現在65歳以上かつ公的年金等収入額が125万円を超える人

●お問い合わせ先

群馬県後期高齢者医療広域連合 ☎ 027(256)7171

住宅・店舗等の新築改修等工事の補助金

問 観光商工課 商工振興係 ☎ 0278(25)5018

令和8年度より、従来の店舗等改築等補助金と、住宅新築改修等補助金を統合し、新たな補助金制度になりました。店舗等の申請条件は従来と異なり、店舗等の新築を対象事業に加え、補助金交付回数は補助上限額に達するまで数回にわたり申請可能です。補助上限額に達した場合、交付確定日の翌年度から5年経過後再申請可能です。ご予約のある方は、お早めに申請してください。

※予算に達し次第受付を終了します。

●申請書の提出期間

令和8年4月1日(水)～令和8年10月30日(金)

●要綱・様式

補助金の交付要綱および申請書等の様式については、みなかみ町のホームページをご覧ください。観光商工課までお問い合わせ下さい。昨年度と様式が一部異なりますので、ご注意ください。



●補助金額

- ・工事費の10% (ただし、千円未満は切り捨て)
- ・補助上限額20万円 (対象経費200万円以上の工事に対する補助は一律20万円)

●対象工事

以下の要件を満たしている工事

- ・町内に建築された住宅および店舗等の改修等工事、新築を予定されている住宅および店舗等で令和8年4月1日以降に交付決定を受けてから着工し、令和9年2月19日までに完了する工事
- ・町内に本社または本店を有する業者が施工する工事
- ・町税等に滞納がない世帯
- ・他の補助制度等をうけていないこと
- ・補助金の交付決定を受けるまで工事に着手していないこと
- ・令和9年2月26日(金)までに実績報告書が提出できる工事

RSウイルス感染症予防接種が 令和8年4月1日から定期接種になります

定期接種対象者

妊娠28週目から36週6日目までの妊婦

接種費用

無料

※対象期間以外の接種は全額自費(30,000円程度)になります

接種回数

妊娠ごとに1回

※過去の妊娠時に接種したことのある方も対象になります

利根沼田の契約医療機関(里帰り等で県外接種もできます)

みなかみ町	上牧温泉病院
沼田市	青木クリニック 久保産婦人科医院 塩崎医院 つのだ医院 角田外科医院 利根中央病院

令和8年3月末現在

【問い合わせ先】

予防接種の詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください▼

こども家庭センター すくすく
0278-20-2300

「みなかみスタイル倶楽部」入会説明会を開催します

☎ 農林課 農政係 ☎ 0278(25)5015

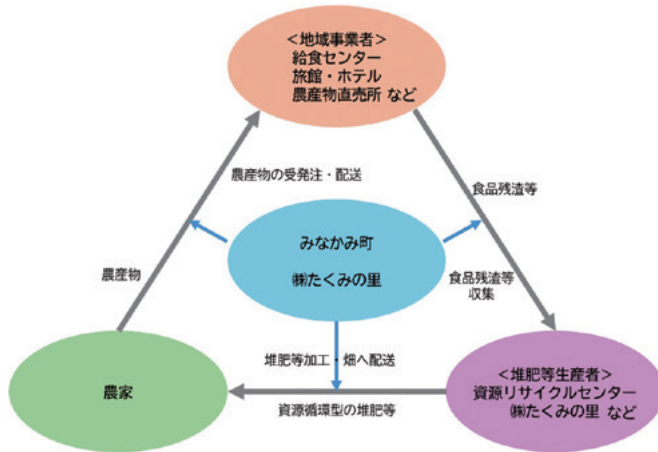
みなかみ町では、町内で排出される食品残渣や家畜ふん尿を堆肥・液肥として再利用し、その資源を活用して生産した農産物を直売所や宿泊施設、学校給食等で消費する地域循環の仕組み「みなかみスタイル」を推進しています。

この取り組みをさらに広げるため、令和6年度に策定した「みなかみ町有機農業実施計画」に基づき、令和7年度から「みなかみスタイル倶楽部」を発足しました。生産技術の向上や販路の確保を図りながら、将来的な有機農業の展開と「みなかみブランド」の確立を目指します。

このたび、入会希望者向けの説明会を開催します。関心のある農業者の皆さんはぜひご参加ください。地域の資源を活かし、未来へつなぐ農業へ。「みなかみスタイル」は、生産者の皆さんの参加によって変わります。共に持続可能な地域循環型農業を育てていきましょう。

●みなかみスタイルとは

地域内で「生産—供給—消費」が完結する、みなかみ町独自の農業環境プランです。



●倶楽部参加のメリット

- ・有機農業等に関する勉強会・研修情報の提供
- ・みなかみスタイルに関する情報共有
- ・農産物の販路拡大支援

●入会説明会(令和8年度)

会場：たくみの里 豊楽館

- ・第1回 令和8年4月14日(火) 午後2時～
 - ・第2回 令和8年5月12日(火) 午後2時～
 - ・第3回 令和8年6月9日(火) 午後2時～
- ※7月以降は個別対応を予定しています。

※当日参加も可能です。

※持ち物：筆記用具

●参加申込・お問い合わせ(倶楽部事務局)

株式会社たくみの里

☎ 0278(64)2210

電動アシスト付き自転車 みなかみシェアサイクル実証実験 MINAKAMI SHARE CYCLE 実証実験期間 2026年4月1日(水)～11月30日(月)

お問い合わせ

ecobikeお客様サポート
☎0120-225-313(受付時間7:00～21:00)
※上記時間外で緊急の場合は、アプリ内の「運営会社へ連絡」からご連絡ください。

- 1 ご利用したいポートを探す
- 2 ご自身のスマホアプリを開き、自転車の二次元コードを読み取る
- 3 自転車の鍵が解除できたら、電動アシストの電源をオン!
- 4 行きたいお店や観光など好きな場所へ!
- 5 お出かけ先のお近くのポートにいきアプリを使って自転車を返却!

30分につき250円(税込) 4時間上限1,500円(税込)

※4時間以降は、再び250円/30分の課金がスタートします。
※アプリで返却操作をしないと課金され続けます。

月額プラン：500円(税込)

※アプリ上の「¥プラン・決済情報」より加入できます。
※1回の利用が30分を超過した場合、以降30分につき250円が加算されます(4時間上限1,500円)。
※期間中に解約をされない場合は自動更新となりますのでご注意ください。

ecobikeポート設置場所

- P1 JR水上駅
- P2 みなかみホテルジュラク
- P3 ふれあい交流館
- P4 道の駅 みなかみ水紀行館
- P5 坐山みなかみ

みなかみシェアサイクルとは

一定の区域の数か所に、自転車の貸出と返却が可能な拠点(ポート)を設置して、どのポートでも自転車の貸出・返却ができるサービスです。電動アシスト付き自転車のため、比較的楽で安全に乗ることができ、CO2の排出がないのでSDGsへの取り組みにもつながります。

ご利用にはアプリでの登録が必要です!
右の二次元コードからアプリをダウンロードしてください。



クマ被害防止対策 果樹等の伐採費用を補助します

問 農林課 獣害対策係 ☎ 0278(25)4005

昨年、町内ではツキノワグマの出没が相次ぎ、人身被害や農作物被害が多発しました。クマは柿や栗などの実を求めて集落周辺に出没します。そこで町では、クマを引き寄せる原因となる果樹の伐採を進めるため、「みなかみ町果樹等伐採補助金」を創設しました。集落の安全を守るため、ぜひご活用ください。

●補助の対象となる樹木

町内に生えている胸高直径20cm以上の果樹で、次のいずれかに該当するものが対象です。

- ・柿
- ・栗
- ・その他、町長が必要と認める果樹・樹木

※営利目的で栽培されている（またはされていた）果樹は対象外です。

●対象となる事業

次の条件をすべて満たすものが対象となります。

- ・伐採によりクマによる人身・農作物被害の防止が見込まれること
- ・農地保全のみを目的とした伐採でないこと
- ・所有者が異なる場合は、所有者の同意を得ていること
- ・伐採は専門の事業者へ委託して行うこと

●対象者

町内に住民登録がある個人または行政区等で次の要件に当てはまる方が対象です。

- ・対象果樹の所有者、または所有者の同意を得て管理している方
- ・町税等の滞納がない方

●補助金額

- ・伐採作業委託料の2分の1以内
 - ・1回の申請につき上限5万円
 - ・1,000円未満は切り捨て
 - ・1会計年度につき1回まで
- ※伐採木や実の処分費用は原則対象外です。

●手続きの流れ

- ①交付申請（見積書・写真・位置図等を提出）
 - ②町の審査・交付決定
 - ③伐採実施
 - ④実績報告（領収書・施工前後写真等を提出）
 - ⑤補助金額確定・請求
- ※必ず伐採前に申請し、交付決定を受けてから着手してください。

●地域で取り組むクマ対策

実のなる木の管理は、集落全体の安全につながります。「使っていない柿の木がある」「空き家の敷地に栗の木がある」など、お心当たりのある方のご相談ください。地域ぐるみでクマを寄せ付けない環境づくりを進めましょう。



＼ぜひご活用ください／

路線バスを利用した際の運賃助成制度があります！

記名式交通系ICカードで支払う際、

対象路線バス運賃の

2分の1

が助成されます！

申請方法

- ① 申請書類・記名式交通系ICカードを
関越交通(株) 沼田営業所へ提出
- ② 割引乗車登録証の交付

利用方法

- ① 路線バスを利用し運賃を支払う際に、割引乗車登録証と記名式交通系ICカードを提示



対象路線

利根沼田地区運行路線

※ 鎌田線・猿ヶ京線・水上・永井線・ベジバス など



詳細はHPをご覧ください。

みなかみ町 路線バス運賃助成

特定健診・後期高齢者健診のお知らせ

☎ 住民課 国保・年金係 ☎ 0278(25)5010

令和8年度の**集団健診**は5月から始まります。会場や日程などをまとめた冊子が4月中旬以降にお手元に届きますので、詳しくはそちらをご覧ください。

町では町内の公民館等を巡回しながら実施している集団健診のほかに、医療機関で受診できる個別健診を行っています。ただし、胸部レントゲン検査・前立腺がん検診・骨密度検診は集団健診会場でしか受けられないため、これらを一緒に受けたい方は集団健診をご利用ください。なお、**令和8年度は個別健診と集団健診で開始時期が異なります**のでご注意ください。

●個別健診実施期間

6月1日(月)～12月末日

●健診に必要なもの

- ①保険資格が確認できるもの
(マイナンバーカードまたは資格確認書)
- ②受診券(裏面の質問票を記入してください)

●健診料

無料(自己負担分を町が補助)

●国民健康保険加入者(40歳以上75歳未満)の方へ

- ・40歳から74歳までの方は、年に一度特定健診の受診が義務付けられています。
- ・「特定保健指導」は特定健診とセットのため、対象になった方は必ず受けてください。

福祉おでかけタクシーカードの申請受付を開始します

☎ 介護福祉課 生活福祉係 ☎ 0278(25)5011



町内に住所を有する高齢者および重度障害者の日常生活の利便性向上、社会活動の拡大を図るため、福祉おでかけタクシーカードを交付します。

●対象者

次のいずれかに該当する方

- ・65歳以上の高齢者で運転免許を保有しない方
- ・重度障害者で自動車税または軽自動車税の減免を受けていない方(重度障害者:身体障害者手帳2級以上、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかに該当する方)

●申請方法

役場窓口申請書を提出(郵送可)いただくか、二次元コードを読み取り、申請フォームから申請してください。役場窓口のほか、町内各郵便局にも申請書を設置してあります。

●タクシー会社の予約窓口

- 次のタクシー会社でご利用いただけます。
- ・関越交通タクシー:0278-24-5151
 - ・新治タクシー:0278-66-0631
 - ・ユニバーサル総合企画:0278-50-9011
(介護タクシー)

●カードおよびポイントについて

- ・タクシーのみで利用できる電子地域通貨ミナカミハートペイがチャージされたカードまたはポイントを高齢者には10,000円分、重度障害者には15,000円分交付します。カードまたはポイントの交付は、1会計年度につき1人1回です。
- ・タクシー降車時にカードを運転手に提示して精算してください。
- ・ポイント有効期限は令和9年3月31日までです。
- ・カードおよびポイントは、交付された本人以外のご利用いただけません。
- ・タクシーの配車および乗車時に、カードを利用することを必ずお伝えください。専用端末を搭載していないタクシーでは、カードはご利用いただけません。

